

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成25年版 講習会 質問と回答

平成25年8月

番号	頁	章・節	質問内容	回答
1	18	2.2.1	(d)足場は、受注者の責において種別を決めればよいと考えるが、発注者が指定する必要はあるか。(新增築は指定するようになっていない)	改修工事では、既存部分の状態や使用状況などの関係で、設置場所が制限され、使用できる足場も限定される場合があるため、発注者が示す必要があります。また、積算を行う上で、新增築では標準的な足場が設定できますが、改修工事は様々であり、その工事に応じた足場を指定する必要があります。
2	27	3.2.5	ルーフトレイン回りの処理について改修用ドレインをP0AS,P0ASI,P0D,P0DI,P0S,P0SI工法以外で採用する際、取り付け工法・材質は主防水材製造所の仕様とすることよろしいでしょうか。	「改修標仕」における改修用ドレインの使用は、既存防水層の保護層非撤去(P0AS,P0ASI,P0D,P0DI,P0S,P0SI工法)の場合を想定しています。それ以外で使用する場合は、個別の条件を検討の上、特記してください。
3	132	5.2.5 (a)(1)	「端部を押さえ」から「両端を逃した位置より」に文言の修正が行われましたが、具体的に50mm～70mmの数値を入れて頂きたいです	50mm～70mmは目安であり、納まり上施工できない場合があるので、この様な表現にしています。
4	174	6.5.3 (a)(1)	「木ねじの材質はステンレスとする。」とありますが。釘の材質は表面処理された鉄も可としています。木ねじは鉄は不可なのでしょうか？	不可です。
5	183	6.6.1	改修仕様書6.6.1適用範囲で、ただし天井材の単位面積当たりの質量が20kg/m ² を超える天井、水平でない天井及び・・・とありますが、水平でない天井とはどういった天井でしょうか。	傾斜のある天井や下がり壁、間仕切り壁等を境としない段差のある天井など特殊な形状のものです。
6	184	6.6.2 (c)	講習会資料の一主な改訂点に「あと施工アンカーは、所定の強度を有するものとする。」の備考欄に「設計者所定の性能を特記する。」とあります。特記が必要ならば、「所定の強度は特記による。」とした方がよいのではないのでしょうか。	設計図書に強度を特記する場合と、仕様を記載する場合があるので、このような表現にしています。

7	233	7.2.4	<p>亜鉛めっき鋼板の下地調整の表7.2.3の工程5について、「公共建築工事標準仕様書」の18.2.4によると化成被膜処理となるが「改修」ではなぜ「エッチングプライマー」にしかないのか。現場にある現在のみを対象としているのでしょうか。</p>	<p>ご推察のとおり、改修の下地調整は「公共建築工事標準仕様書」の素地ごしらえと異なり、塗り替えを対象としているためです。「公共建築工事標準仕様書」の化成被膜処理はA種のための工程で工場製作の場合です。</p>
8	233 248	7.2.8	<p>建築改修工事標準仕様書・7章塗装改修工事、8節耐候性塗料塗り・亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り(P248)の規定の中に「新規に塗を行う場合はA種とする。」と記述があります。表7.8.2の下地調整のA種は表7.2.3によるRA種とされており、2節下地調整・亜鉛メッキ鋼面下地調整(P233)にも「新規亜鉛めっき鋼面に塗装を行う場合はRA種とする。」とあり、RA種はエッチングプライマー塗りを全面にするようになっています。</p> <p>しかし、建築工事標準仕様書、18章塗装工事、7節耐候性塗料塗り・亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り(P315)の規定では、素地ごしらえは「表18.2.3によるA種と記述があり、2節素地ごしらえ、亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ(P303)にA種はエッチングプライマーではなく、化成被膜処理をするようになっています。</p> <p>同じ亜鉛メッキ鋼面の新規耐候性塗料塗りの下地調整(素地ごしらえ)で、改修ではエッチングプライマー塗り、新築では化成被膜処理となっているのは整合性がとれていないのではないのでしょうか。例えば、耐震改修工事で亜鉛めっきした鉄骨ブレースに耐候性塗料を塗る場合の下地調整(素地ごしらえ)は改修工事の標準仕様書を適用するか、新築工事の標準仕様書を適用するかの判断の基準はどのように考えたら良いのでしょうか？</p> <p>また、「素地ごしらえ」、「下地調整」と名称が違うのも紛らわしいのではないのでしょうか？</p>	<p>表7.2.3の注2. では、「新規に塗装を行う場合の下地調整は、RA種とし、工程1を省略する。」となっています。また同表注3.「新規鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、鋼板製造所にて化成被膜処理を行ったものとし、下地調整はRC種として、工程3に代えて油類除去(溶剤ぶき)を行う。」となっています。</p> <p>また、新築の表18.2.3の注によると、A種は製作工場で行うものとなっています。</p> <p>以上のことから、改修工事でも、工場製作で化成被膜処理を行う場合を規定しており、違いはありません(化成被膜処理は工場で行えないため)。なお、新規塗装でも化成被膜処理を行わない場合は、現場でエッチングプライマー塗りをを行い、これは新築のB種に相当します。</p> <p>改修の「素地ごしらえ」は基本的に塗り替えを対象としており、既存塗膜の除去の工程1があり、新築の「素地ごしらえ」と工程が異なるため名称を変えています。なお、上記説明の様に新規塗装の場合は、注記により工程1を行わないため、新築の「素地ごしらえ」と同じ内容になります。</p>
9	331	9.1.2	<p>(f)表示と掲示は具体的に何が違うのか。</p>	<p>法令に定義はありませんが、一般に、掲示板に表示して掲げることを「掲示」といい、掲示板も含んだ対象物に書き示すことを「表示」と言います。</p> <p>例えば法令では、「届出内容」のような分量のある内容は掲示板が必要ですので、「掲示」と表記され、「立ち入り禁止」などの短い文言は「表示」と表記されています。また、除去した石綿のこん包表面には石綿であることの「表示」となっています。</p>

10	330 332 ～ 336	9.1.1 9.1.3～ 9.1.5	<p>外壁の複層塗剤(仕上塗剤)や下地調整材(ポリマーセメントモルタル)、内外各所に使用されているモルタルにもアスベストが含有されている事例が多いのだが、これらの建材についても記載する必要があると考えますが、どうお考えでしょうか？</p> <p>建物の解体、外壁改修、耐震改修、内装改修の際に、非常に大切な管理しなければならぬ事項になってくると思います。</p> <p>材料的には非飛散性のレベル3の建材ですが、解体やカッター入れアンカー穿孔時にはアスベスト繊維が飛散することとなり、レベル1の対策が必要になって来ます。</p>	<p>9章は、通常環境下で飛散のおそれのある場合の処理工事について規定したもので、吹き付け材、保温材等、成形版の処理工事を対象としています。</p> <p>ご指摘のとおり、解体工事等ではそれ以外の材料についても考慮する必要がありますが、多種の材料にわたり、また危険性についても大きな差異があり、処理方法を一律に規定しがたい面がありますので、9章を参考にして、特記していただくこととなります。</p> <p>なお、内装改修工事では、6.1.5[有害物質を含む材料処理]に石綿等有害物質を含む場合、監督職員と協議する規定があります。また、外壁改修工事に関しては、過去に製造された石綿含有塗材リストが日本仕上げ工業会のHPに掲載されていますので参考にしてください。(建築改修工事監理指針4.6.3に解説)</p>
----	------------------------	--------------------------	--	---